

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月10日
【会社名】	日新商事株式会社
【英訳名】	NISSIN SHOJI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 筒井 博昭
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目12番 3 号
【電話番号】	(03)3457 - 6251 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 伊藤 真
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目12番 3 号
【電話番号】	(03)3457 - 6251
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 伊藤 真
【縦覧に供する場所】	日新商事株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市神奈川区金港町 5 番地32) 日新商事株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号) 日新商事株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市千種区内山三丁目 3 番 9 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年9月10日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2026年9月10日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、990,000株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日(効力発生日)

2026年10月14日

効力発生日における発行可能株式総数

24株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を株式会社東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者並びにE N E O Sホールディングス株式会社及び株式会社日新のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年10月14日に効力が発生いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	62,459	163	78	（注）1	可決 99.62％
第2号議案 定款一部変更の件	62,469	156	78	（注）1	可決 99.63％

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会に出席した株主の議決権の数は全て算入しており、該当事項はありません。

以 上